

別紙 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」の一部改正（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号 厚生労働事務次官通知）（変更点は下線部）

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）障害児入所給付費等国庫負担金</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 障害児施設給付費等国庫負担金</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>（エ）削除</p> <p>（2）障害児入所医療費等国庫負担金</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 障害児施設医療費国庫負担金</p> <p>（ア）～（イ） （略）</p> <p>（ウ）削除</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>5 この国庫負担金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出された額とする。</p> <p>（1）障害児入所給付費等国庫負担金</p>	<p>別紙</p> <p>障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）障害児入所給付費等国庫負担金</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 障害児施設給付費等国庫負担金</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p><u>（エ）旧障害児施設給付費等</u></p> <p><u>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）第4条による改正前の児童福祉法（以下「旧法」という。）第24条の2に規定する障害児施設給付費、旧法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費若しくは旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費（平成24年3月31日までに提供されたものに限る。）に関して、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の支給に要する費用</u></p> <p>（2）障害児入所医療費等国庫負担金</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 障害児施設医療費国庫負担金</p> <p>（ア）～（イ） （略）</p> <p><u>（ウ）旧障害児施設医療費</u></p> <p><u>旧法第24条の20に規定する障害児施設医療費（平成24年3月31日までに提供されたものに限る。）に関して、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の支給に要する費用</u></p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>5 この国庫負担金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出された額とする。</p> <p>（1）障害児入所給付費等国庫負担金</p>

改正後

現行

ア (略)
イ 障害児施設給付費等国庫負担金

(ア) (略)
(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号 及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種類	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		-	1 / 2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) (略)

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア (略)
イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) (略)
(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

ア (略)
イ 障害児施設給付費等国庫負担金

(ア) (略)
(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号、法第 53 条及び旧法第 50 条第 6 号の 4 並びに旧法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種類	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		-	1 / 2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
<u>旧障害児施設給付費等</u>	<u>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市</u>	<u>都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等</u>	<u>1 / 2</u>	<u>=</u>		<u>1 / 2</u>

(ウ) (略)

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア (略)
イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) (略)
(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

改正後

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

経費の種類別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談所設置市	市町村	国
障害児入所医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		-	1 / 2
肢体不自由児通所医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) (略)

6～10 (略)

(交付決定の通知)

11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式 4 又は別紙様式 5 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

12 (略)

(国庫負担金の額の確定の通知)

13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、指

現行

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号、法第 53 条及び旧法第 50 条第 6 号の 4 並びに旧法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

経費の種類別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談所設置市	市町村	国
障害児入所医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		-	1 / 2
肢体不自由児通所医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
旧障害児施設医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		=	1 / 2

(ウ) (略)

6～10 (略)

(交付決定の通知)

11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、旧障害児施設給付費等、障害児入所措置医療費、障害児入所医療費及び旧障害児施設医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式 4 又は別紙様式 5 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

12 (略)

(国庫負担金の額の確定の通知)

13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、旧障害児施設給付費等、障害児入所措置医療費、障害児入所医療費及び旧障害児施設医療費を除く。）について厚

改正後	現行
<p>定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>14～15 (略)</p>	<p>生労働大臣の交付額の確定があったときは、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>14～15 (略)</p>

新

別表1

単価の名称 第 1 欄	設定の要件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分保護単価	福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)であって、別表8のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)職業指導員加算分保護単価
2 乳幼児加算分保護単価	福祉型障害児入所施設であって乳幼児が入所している場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)乳幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。)の場合	一般分保護単価(職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価(公認心理師を配置した場合)、看護職員配置加算(I)分保護単価、看護職員配置加算(II)分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、小規模グループケア加算(サテライト型)分保護単価、ソーシャルワーカー配置加算分保護単価)の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額)又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
4 指導員特別加算分保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

旧

別表1

単価の名称 第 1 欄	設定の要件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分保護単価	福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)であって、別表8のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。)の場合	一般分保護単価(職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価(公認心理師を配置した場合)、看護職員配置加算(I)分保護単価、看護職員配置加算(II)分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価)の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額)又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
4 指導員特別加算分保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

新			旧		
5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価	5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)心理指導担当職員配置加算分保護単価	6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)心理指導担当職員配置加算分保護単価
7 心理指導担当職員配置加算費 (公認心理師を配置した場合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当し、「公認心理師」の資格を有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)心理指導担当職員配置加算分保護単価(公認心理師を配置した場合)	7 心理指導担当職員配置加算費 (公認心理師を配置した場合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当し、「公認心理師」の資格を有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)心理指導担当職員配置加算分保護単価(公認心理師を配置した場合)
8 看護職員配置加算(I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)看護職員配置加算(I)分保護単価	8 看護職員配置加算(I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)看護職員配置加算(I)分保護単価
9 看護職員配置加算(II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する「看護職員」を加配して配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)看護職員配置加算(II)分保護単価	9 看護職員配置加算(II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する「看護職員」を加配して配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)看護職員配置加算(II)分保護単価
10 児童発達支援管理責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が配置されている場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8)児童発達支援管理責任者配置費分保護単価	10 児童発達支援管理責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が配置されている場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8)児童発達支援管理責任者配置費分保護単価
11 児童指導員等加配加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる「児童指導員、保育士」を加配して配置されている場合、又は「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」を配置されている場合(2名まで)	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)児童指導員等加配加算分保護単価	11 児童指導員等加配加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる「児童指導員、保育士」を加配して配置されている場合、又は「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」を配置されている場合(2名まで)	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)児童指導員等加配加算分保護単価

新			旧		
12 小規模グループケア 加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価	12 小規模グループケア 加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価
13 小規模グループケア 加算費(サテライト型)	小規模グループケア加算費が算定されている福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)小規模グループケア加算(サテライト型)分保護単価			
14 ソーシャルワーカー配 置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)ソーシャルワーカー配置加算分保護単価			

新

別表 2

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の 使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務費	福祉型障害児入所施設	施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、<u>福祉型障害児入所施設に措置乳幼児</u>が入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数×支弁率(※)</p> <p>(※) $\left(\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数}}{\text{その施設のその月初日の総措置児童等数}} \right)$</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) <u>乳幼児</u>加算分月額保護単価×その月初日の措置<u>乳幼児</u>数</p> <p>(注) この表の「<u>乳幼児</u>」は、<u>児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものである。</u></p>

旧

別表 2

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の 使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務費	福祉型障害児入所施設	施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、<u>主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ</u>入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数×支弁率(※)</p> <p>(※) $\left(\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数}}{\text{その施設のその月初日の総措置児童等数}} \right)$</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) <u>主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児</u>加算分月額保護単価×その月初日の措置<u>幼児</u>数</p>

新				旧																																																							
(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算式(1) 52,270(令和3年10月以降は52,220) 円×その月の初日の措置児童等数	(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算式(1) 51,930 円×その月の初日の措置児童等数																																																		
	イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常生活諸経費等	算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数 重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)		イ	重度障害児支援加算費	その児童の監護及び日常生活諸経費等	算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数 重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)																																																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,820円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,820円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>48,670円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>58,420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>43,890円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>52,680円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td></td> <td>60,980円</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	月額	知的障害児	25%加算分	50,820円	30%加算分	60,980円	自閉症児	25%加算分	50,820円	30%加算分	60,980円	盲児	25%加算分	48,670円	30%加算分	58,420円	ろうあ児	25%加算分	43,890円	30%加算分	52,680円	肢体不自由児		60,980円					<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,730円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,890円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,730円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,890円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>48,610円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>58,330円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>43,830円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>52,590円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td></td> <td>60,890円</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	月額	知的障害児	25%加算分	50,730円	30%加算分	60,890円	自閉症児	25%加算分	50,730円	30%加算分	60,890円	盲児	25%加算分	48,610円	30%加算分	58,330円	ろうあ児	25%加算分	43,830円	30%加算分	52,590円	肢体不自由児		60,890円
障害種別	月額																																																										
知的障害児	25%加算分	50,820円																																																									
	30%加算分	60,980円																																																									
自閉症児	25%加算分	50,820円																																																									
	30%加算分	60,980円																																																									
盲児	25%加算分	48,670円																																																									
	30%加算分	58,420円																																																									
ろうあ児	25%加算分	43,890円																																																									
	30%加算分	52,680円																																																									
肢体不自由児		60,980円																																																									
障害種別	月額																																																										
知的障害児	25%加算分	50,730円																																																									
	30%加算分	60,890円																																																									
自閉症児	25%加算分	50,730円																																																									
	30%加算分	60,890円																																																									
盲児	25%加算分	48,610円																																																									
	30%加算分	58,330円																																																									
ろうあ児	25%加算分	43,830円																																																									
	30%加算分	52,590円																																																									
肢体不自由児		60,890円																																																									
			ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。(主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。)					ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。(主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。)																																																			
			行動障害児加算費月額保護単価 3,340円×その月初日の別に定める基準による行動障害児数					行動障害児加算費月額保護単価 3,340円×その月初日の別に定める基準による行動障害児数																																																			

新				旧					
ウ	強度行動障害児特別支援加算費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(3) 強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 <u>242,420</u> 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数	ウ	強度行動障害児特別支援加算費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(3) 強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 <u>241,940</u> 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数
エ	重度重複障害児加算費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(4) 重度重複障害児加算費月額保護単価 34,300円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数	エ	重度重複障害児加算費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(4) 重度重複障害児加算費月額保護単価 34,300円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数
オ	被虐待児受入加算費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措置児童等であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価 <u>40,800</u> 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数	オ	被虐待児受入加算費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措置児童等であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価 <u>38,000</u> 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数

新					旧											
(3) 肢体不自由児基本分措置費	ア 点 数 分	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から(11)により算定した額の合算額	次の算式(1)から(10)により算定した額の合算額											
				算式(1) 保健衛生費月額保護単価 <u>390(令和3年10月以降は380)</u> 円×その月初日の措置児童等数	算式(1) 保健衛生費月額保護単価 <u>370</u> 円×その月初日の措置児童等数											
				算式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)	算式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)											
保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額)					保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額)											
		措置児童等数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで			措置児童等数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	
A欄	基本分		円 28,740	円 <u>27,960</u>	円 27,340	円 26,640	円 25,890			A欄	基本分	円 28,740	円 <u>27,950</u>	円 27,340	円 26,640	円 25,890
B欄	加算分		2,450	2,350	2,320	2,240	2,160			B欄	加算分	2,450	2,350	2,320	2,240	2,160
		措置児童等数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から131人まで	131人から140人まで			措置児童等数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から131人まで	131人から140人まで	
A欄	基本分		円 25,190	円 24,920	円 24,720	円 24,440	円 24,240			A欄	基本分	円 25,190	円 24,920	円 24,720	円 24,440	円 24,240
B欄	加算分		2,150	2,110	2,090	2,070	2,040			B欄	加算分	2,150	2,110	2,090	2,070	2,040

新							旧							
	措置児童等数	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで		措置児童等数	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで	
A欄	基本分	円 24,040	円 23,880	円 23,760	円 23,670	円 23,560		A欄	基本分	円 24,040	円 23,880	円 23,760	円 23,670	円 23,560
B欄	加算分	2,030	2,020	2,020	2,000	1,990		B欄	加算分	2,030	2,020	2,020	2,000	1,990
	措置児童等数	191人 から 200人 まで	201人 以上					措置児童等数	191人 から 200人 まで	201人 以上				
A欄	基本分	円 23,440	円 23,350					A欄	基本分	円 23,440	円 23,350			
B欄	加算分	1,990	1,950					B欄	加算分	1,990	1,950			
	<p>ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄} \\ \text{に掲げる乳幼} \\ \text{児保育士等加} \\ \text{算費月額保護} \\ \text{単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right)$ <p>(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p> <p>(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。</p>							<p>ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄} \\ \text{に掲げる乳幼} \\ \text{児保育士等加} \\ \text{算費月額保護} \\ \text{単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right)$ <p>(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p> <p>(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。</p>						

新

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A欄	B欄
基本分	21,680円	1,840円

算式(3)
日用品費月額保護単価 20,910(令和3年10月以降は20,890)円×その月初日の措置児童等数

算式(4)
指導訓練材料費月額保護単価 450(令和3年10月以降は440)円×その月初日の措置児童等数

算式(5)
看護代替要員費月額保護単価 180(令和3年10月以降は170)円×その月初日の措置児童等数

算式(6)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 330(令和3年10月以降は320)円×その月初日の措置児童等数
各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)
心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,410円×その月初日の措置児童等数
(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

旧

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A欄	B欄
基本分	21,680円	1,840円

算式(3)
日用品費月額保護単価 20,780円×その月初日の措置児童等数

算式(4)
指導訓練材料費月額保護単価 430円×その月初日の措置児童等数

算式(5)
看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童等数

算式(6)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円×その月初日の措置児童等数
各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)
心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,410円×その月初日の措置児童等数

新				旧				
			<p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,610円×その月初日の措置児童等数 <u>(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)</u></p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p><u>算式(11)</u> <u>ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,810円×その月初日の措置児童等数</u></p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費夏季等特別行事費、期末一時扶助費職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>				<p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,610円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費夏季等特別行事費、期末一時扶助費職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 重度障害児支援加算費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>60,980</u>円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>	イ 重度障害児支援加算費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>60,890</u>円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>

新			旧				
(4)	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額	(4)	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額
肢			算式(1) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>20.910(令和3年10月以降は20.890)</u> 円×その月初日の措置児童等数	肢			算式(1) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>20.780</u> 円×その月初日の措置児童等数
体			算式(2) (保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 21,680円×その月初日の措置児童等数 ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,680円×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。	体			算式(2) (保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 21,680円×その月初日の措置児童等数 ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,680円×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。
不			算式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>60.980</u> 円×その月初日の措置児童等数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)	不			算式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>60.890</u> 円×その月初日の措置児童等数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)
自			算式(4) 指導訓練材料費月額保護単価 <u>450(令和3年10月以降は440)</u> 円×その月初日の措置児童等数	自			算式(4) 指導訓練材料費月額保護単価 <u>430</u> 円×その月初日の措置児童等数
由			算式(5) 特別訓練費月額保護単価 <u>840(令和3年10月以降は830)</u> 円×その月初日において15歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数	由			算式(5) 特別訓練費月額保護単価 <u>820</u> 円×その月初日において15歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数
児			算式(6) <u>小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</u>	療			
療				育			
育				費			
費							

新				旧																																							
			<p><u>算式(7)</u> ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,810円×その月初日の措置児童等数</p> <p>(注)この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>				<p>(注)この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>																																				
(5) 自閉症児基本分措置費	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(11)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 <u>390(令和3年10月以降は380)</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (保育士等加算費)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる保育士等} \\ \text{加算費月額保} \\ \text{護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right)$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>	(5) 自閉症児基本分措置費	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(10)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 <u>370</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (保育士等加算費)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる保育士} \\ \text{等加算費月額} \\ \text{保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right)$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>																																				
<p>保育士等加算費保護単価表 (措置児童等 1人当たり月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置児童等数</th> <th>40人まで</th> <th>41人から50人まで</th> <th>51人から60人まで</th> <th>61人から70人まで</th> <th>71人から80人まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A欄 基本分</td> <td>円 76,430</td> <td>円 75,420</td> <td>円 74,290</td> <td>円 73,170</td> <td>円 72,050</td> </tr> <tr> <td>B欄 加算分</td> <td>6,710</td> <td>6,660</td> <td>6,490</td> <td>6,420</td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table>				措置児童等数	40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	A欄 基本分	円 76,430	円 75,420	円 74,290	円 73,170	円 72,050	B欄 加算分	6,710	6,660	6,490	6,420	6,300	<p>保育士等加算費保護単価表 (措置児童等 1人当たり月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置児童等数</th> <th>40人まで</th> <th>41人から50人まで</th> <th>51人から60人まで</th> <th>61人から70人まで</th> <th>71人から80人まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A欄 基本分</td> <td>円 76,430</td> <td>円 75,420</td> <td>円 74,290</td> <td>円 73,170</td> <td>円 72,050</td> </tr> <tr> <td>B欄 加算分</td> <td>6,710</td> <td>6,660</td> <td>6,490</td> <td>6,420</td> <td>6,300</td> </tr> </tbody> </table>				措置児童等数	40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	A欄 基本分	円 76,430	円 75,420	円 74,290	円 73,170	円 72,050	B欄 加算分	6,710	6,660	6,490	6,420	6,300
措置児童等数	40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで																																						
A欄 基本分	円 76,430	円 75,420	円 74,290	円 73,170	円 72,050																																						
B欄 加算分	6,710	6,660	6,490	6,420	6,300																																						
措置児童等数	40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで																																						
A欄 基本分	円 76,430	円 75,420	円 74,290	円 73,170	円 72,050																																						
B欄 加算分	6,710	6,660	6,490	6,420	6,300																																						

新

措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上
A 欄	基本分	円 71,650	円 71,310	円 70,900	円 70,490
B 欄	加算分	6,260	<u>6,260</u>	6,190	6,190

算式(3)(日用品費分)
日用品費月額保護単価 20,910(令和3年10月以降は20,890)円×その月初日の措置児童等数

算式(4)(看護代替要員費分)
看護代替要員費月額保護単価 180(令和3年10月以降は170)円×その月初日の措置児童等数

算式(5)(重度障害児支援加算費分)
次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表
(重度障害児1人当たり)

区分	保護単価(月額)
25%加算分	<u>50,820円</u>
30%加算分	<u>60,980円</u>

ただし、別に定める基準に該当する
場合においては、次の算式により算定
した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価
3,340円×その月初日の別に定める
基準による行動障害児数

旧

措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上
A 欄	基本分	円 71,650	円 71,310	円 70,900	円 70,490
B 欄	加算分	6,260	<u>6,270</u>	6,190	6,190

算式(3)(日用品費分)
日用品費月額保護単価 20,780円×
その月初日の措置児童等数

算式(4)(看護代替要員費分)
看護代替要員費月額保護単価 160円
×その月初日の措置児童等数

算式(5)(重度障害児支援加算費分)
次の表の重度障害児支援加算費月額
保護単価×その月初日の別に定める基
準による重度障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表
(重度障害児1人当たり)

区分	保護単価(月額)
25%加算分	<u>50,730円</u>
30%加算分	<u>60,890円</u>

ただし、別に定める基準に該当する
場合においては、次の算式により算定
した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価
3,340円×その月初日の別に定める
基準による行動障害児数

新			旧		
		<p>算式(6) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 (40人以下施設) <u>970(令和3年10月以降は960)</u>円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(7) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,410円×その月初日の措置児童等数 <u>(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)</u></p> <p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 (公認心理師を配置した場合) 6,610円×その月初日の措置児童等数 <u>(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)</u></p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p><u>算式(11)</u> <u>ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,810円×その月初日の措置児童等数</u></p> <p>(注)この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並</p>			<p>算式(6) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 (40人以下施設) <u>950</u>円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(7) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,410円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 (公認心理師を配置した場合) 6,610円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注)この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並</p>

新				旧			
			びに(18)の費目の項に定めるところによる。				びに(18)の費目の項に定めるところによる。
(6)	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(8)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>253,040(令和3年10月以降は252,790)</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>20,910(令和3年10月以降は20,890)</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 <u>180(令和3年10月以降は170)</u>円×その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4) (療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 <u>450(令和3年10月以降は440)</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 <u>330(令和3年10月以降は320)</u>円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690円×その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p>	(6)	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>252,540</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>20,780</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 <u>160</u>円×その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4) (療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 <u>430</u>円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 <u>310</u>円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690円×その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p>

新				旧			
			<p><u>算式(8)</u> <u>ソーシャルワーカー配置加算分月額</u> <u>保護単価 7,810円 × その月初日の措置</u> <u>児童等数</u></p> <p>(注)この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>				<p>(注)この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(7)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。	幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合には、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>	(7)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。	幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合には、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>

新				旧																			
(8) 教 育 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代 (2)教材代 (3)通学のための交通費 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>[次の算式(1)によって算定した額 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数 教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,210</td> <td>円 4,380</td> <td>円 4,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3) その施設のその月におけるその措置児童等であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380	(8) 教 育 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代 (2)教材代 (3)通学のための交通費 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>[次の算式(1)によって算定した額 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数 教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,210</td> <td>円 4,380</td> <td>円 4,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3) その施設のその月におけるその措置児童等であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380
			学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部																	
保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380																				
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部																				
保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380																				

新				旧																			
(9)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額	(9)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額																
(10)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数 見学旅行費保護単価表（措置児童等1人当たり）	(10)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数 見学旅行費保護単価表（措置児童等1人当たり）																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,890円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	21,890円	中学校第3学年	60,910円	特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円
学年別	保護単価 (年額)																						
小学校第6学年	22,690円																						
中学校第3学年	60,910円																						
特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円																						
学年別	保護単価 (年額)																						
小学校第6学年	21,890円																						
中学校第3学年	60,910円																						
特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円																						
(11)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数 入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)	(11)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数 入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年進学児童	81,000円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年進学児童	81,000円				
学年別	保護単価 (年額)																						
小学校第1学年入学児童	64,300円																						
中学校第1学年進学児童	81,000円																						
学年別	保護単価 (年額)																						
小学校第1学年入学児童	64,300円																						
中学校第1学年進学児童	81,000円																						

新				旧															
(12)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数 特別育成費保護単価表(措置児童等1人当たり) <table border="1" data-bbox="809 472 1317 719"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 86,300円×高等学校第1学年入学措置児童等数	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	23,330円	私立高等学校	34,540円	(12)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数 特別育成費保護単価表(措置児童等1人当たり) <table border="1" data-bbox="1982 472 2490 719"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 86,300円×高等学校第1学年入学措置児童等数	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	23,330円	私立高等学校	34,540円
公私別	保護単価(月額)																		
国・公立高等学校	23,330円																		
私立高等学校	34,540円																		
公私別	保護単価(月額)																		
国・公立高等学校	23,330円																		
私立高等学校	34,540円																		
(13)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童等数	(13)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童等数												

新				旧																															
(14)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 <u>5.500</u> 円×12月初日の措置児童等数	(14)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 <u>5.480</u> 円×12月初日の措置児童等数																												
(15)	障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数	(15)	障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数																												
(16)	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の冬期の採暖に必要な経費	次の算式によって算定した額。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数	(16)	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の冬期の採暖に必要な経費	次の算式によって算定した額。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数																												
児童用採暖費保護単価表(措置児童等1人当たり)				児童用採暖費保護単価表(措置児童等1人当たり)																															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">級地別</th> <th style="width: 15%;">5級地</th> <th style="width: 15%;">4級地</th> <th style="width: 15%;">3級地</th> <th style="width: 15%;">2級地</th> <th style="width: 15%;">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td style="text-align: center;">円 <u>7.650</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>5.870</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>3.800</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>2.820</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>1.420</u></td> </tr> </tbody> </table>				級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域	保護単価(月額)	円 <u>7.650</u>	円 <u>5.870</u>	円 <u>3.800</u>	円 <u>2.820</u>	円 <u>1.420</u>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">級地別</th> <th style="width: 15%;">5級地</th> <th style="width: 15%;">4級地</th> <th style="width: 15%;">3級地</th> <th style="width: 15%;">2級地</th> <th style="width: 15%;">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td style="text-align: center;">円 <u>7.610</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>5.840</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>3.780</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>2.810</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>1.410</u></td> </tr> </tbody> </table>				級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域	保護単価(月額)	円 <u>7.610</u>	円 <u>5.840</u>	円 <u>3.780</u>	円 <u>2.810</u>	円 <u>1.410</u>
級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域																														
保護単価(月額)	円 <u>7.650</u>	円 <u>5.870</u>	円 <u>3.800</u>	円 <u>2.820</u>	円 <u>1.420</u>																														
級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域																														
保護単価(月額)	円 <u>7.610</u>	円 <u>5.840</u>	円 <u>3.780</u>	円 <u>2.810</u>	円 <u>1.410</u>																														

新				旧			
	(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に規定する級地区分を使用すること。				(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に規定する級地区分を使用すること。		
(17) 就職支度費	障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価141,430円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数	(17) 就職支度費	障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価141,430円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 葬祭費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの(以下「死亡児」という。)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価159,040円×死亡児数	(18) 葬祭費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの(以下「死亡児」という。)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価159,040円×死亡児数
別表3(略)				別表3(略)			

新

別表4

単価の名称 第 1 欄	設定の要件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(5) 特例障害児通所給付費	法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の4の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(6) 高額障害児通所給付費	法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第25条の5の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

旧

別表4

単価の名称 第 1 欄	設定の要件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(5) 特例障害児通所給付費	法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の4の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(6) 高額障害児通所給付費	法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第25条の5の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

新			旧		
(7) 障害児相談支援給付費	法第24条の26に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第24条の26の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)	(7) 障害児相談支援給付費	法第24条の26に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第24条の26の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(8) 特例障害児相談支援給付費	法第24条の27に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第24条の27の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)	(8) 特例障害児相談支援給付費	法第24条の27に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第24条の27の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
			(9) 旧障害児施設給付費	旧法第24条の2に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用	旧法第24条の2の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
			(10) 旧高額障害児施設給付費	旧法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費の支給に要した費用	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令(以下「旧児童福祉法施行令」という。)第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
			(11) 旧特定入所障害児食費等給付費	旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

新

別表5

単価の名称 第 1 欄	設定の要件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第24条の20に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第24条の20の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第21条の5の28の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第21条の5の30に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

別表6(略)

旧

別表5

単価の名称 第 1 欄	設定の要件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第24条の20に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第24条の20の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第21条の5の28の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第21条の5の30に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
(3) 旧障害児施設医療費	旧法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	旧法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

別表6(略)

新

旧

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表
(令和3年4月から令和3年9月)

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表

1 一般分保護単価

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	291,040	282,420	280,220	274,520	271,480	263,410	257,350	251,270
31～40	244,290	237,010	235,240	230,300	227,740	221,050	215,960	210,850
41～50	217,930	211,390	209,750	205,360	203,060	197,080	192,450	187,840
51～60	213,780	207,360	205,760	201,400	199,160	193,150	188,670	184,110
61～70	209,650	203,320	201,750	197,460	195,250	189,240	184,870	180,400
71～80	200,800	194,710	193,200	189,090	187,020	181,220	177,030	172,760
81～90	191,960	186,130	184,650	180,730	178,780	173,210	169,180	165,120
91～100	184,080	178,560	177,130	173,310	171,300	166,040	162,130	158,160
101～110	183,840	178,290	176,870	173,080	171,060	165,810	161,890	157,930
111～120	183,600	178,030	176,620	172,860	170,830	165,580	161,650	157,710
121～130	183,370	177,770	176,370	172,640	170,600	165,350	161,420	157,490
131～140	181,530	175,990	174,580	170,870	168,900	163,640	159,800	155,890
141～150	179,690	174,190	172,810	169,100	167,200	161,960	158,190	154,270
151～160	177,950	172,490	171,180	167,510	165,620	160,510	156,590	152,750
161～170	176,030	170,640	169,320	165,700	163,850	158,710	154,950	151,060
171～180	175,760	170,410	169,060	165,430	163,570	158,460	154,680	150,830
181～190	175,490	170,170	168,800	165,150	163,290	158,220	154,420	150,610
191人以上	170,840	165,640	164,340	160,810	158,980	154,080	150,390	146,710

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	272,510	264,440	262,400	257,070	254,220	246,690	241,020	235,340
31～40	229,600	222,770	221,110	216,490	214,060	207,790	203,020	198,220
41～50	206,740	200,570	199,010	194,840	192,680	187,000	182,620	178,250
51～60	199,720	193,730	192,240	188,260	186,120	180,430	176,310	172,060
61～70	193,180	187,370	185,920	181,960	179,930	174,390	170,370	166,250
71～80	184,250	178,690	177,280	173,520	171,520	166,280	162,420	158,470
81～90	179,690	174,220	172,850	169,180	167,330	162,140	158,360	154,560
91～100	172,980	167,790	166,440	162,860	160,970	156,020	152,350	148,620
101～110	172,030	166,820	165,480	161,910	160,140	155,160	151,520	147,800
111～120	171,190	165,970	164,690	161,200	159,320	154,420	150,770	147,100
121～130	170,340	165,130	163,830	160,370	158,470	153,590	149,950	146,290
131～140	169,410	164,230	162,930	159,490	157,670	152,820	149,160	145,490
141～150	168,630	163,470	162,180	158,690	156,900	151,990	148,430	144,780
151～160	167,400	162,270	161,040	157,580	155,800	151,000	147,300	143,700
161～170	166,190	161,110	159,860	156,420	154,700	149,840	146,290	142,610
171～180	165,060	160,000	158,770	155,340	153,490	148,840	145,210	141,650
181～190	163,740	158,780	157,500	154,110	152,370	147,630	144,110	140,530
191人以上	162,480	157,520	156,300	152,940	151,200	146,550	143,030	139,520

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	599,140	581,630	577,330	564,600	557,790	540,190	526,960	513,490
11～20	354,170	343,770	341,180	333,710	329,760	319,270	311,420	303,520

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	541,180	525,460	521,570	510,170	504,050	488,240	476,320	464,240
11～20	353,440	343,060	340,470	333,020	329,070	318,600	310,770	302,890

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	234,580	227,070	225,140	219,600	216,600	208,890	203,260	197,560
11～20	193,900	188,480	187,100	183,140	181,030	175,470	171,450	167,200

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	219,420	213,630	212,170	207,920	205,730	199,780	195,480	191,070
11～20	193,510	188,090	186,710	182,770	180,660	175,100	171,100	166,850

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	283,910	275,150	273,020	268,420	267,040	257,230	249,410	243,410
31～40	264,050	256,010	253,930	249,730	248,560	239,300	232,040	226,450
41～50	252,210	244,510	242,580	238,120	236,560	227,700	220,750	215,120
51～60	240,090	232,730	230,860	226,680	225,080	216,670	210,180	204,890
61～70	234,520	227,330	225,530	221,550	219,890	212,190	206,180	201,280
71人以上	216,260	209,640	207,960	204,200	202,790	195,710	190,190	185,610

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	271,050	262,690	260,650	256,320	255,080	245,710	238,240	232,520
31～40	251,320	243,630	241,670	237,750	236,730	227,910	221,000	215,640
41～50	241,960	234,560	232,700	228,480	227,030	218,530	211,860	206,470
51～60	230,980	223,900	222,120	218,130	216,650	208,540	202,300	197,200
61～70	219,450	212,710	211,020	207,370	205,890	198,660	193,030	188,430
71人以上	209,500	203,090	201,460	197,850	196,500	189,630	184,290	179,840

新								
(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	289,750	281,080	278,920	273,110	270,110	262,120	256,040	250,010
31 ~ 35	253,180	245,630	243,750	238,640	236,050	228,990	223,620	218,360
36 ~ 40	236,330	229,340	227,580	222,850	220,340	213,790	208,860	203,970
41 ~ 50	218,110	211,590	209,980	205,610	203,260	197,200	192,610	188,040
51 ~ 60	207,320	201,120	199,550	195,300	193,170	187,350	182,940	178,610
61 ~ 70	205,490	199,230	197,710	193,610	191,360	185,610	181,290	176,980
71 ~ 80	196,230	190,260	188,770	184,800	182,710	177,170	172,970	168,890
81 ~ 90	193,350	187,530	186,020	182,100	180,010	174,540	170,370	166,290
91人以上	183,710	178,120	176,610	172,980	171,050	165,720	161,850	157,890

(3)-2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	659,850	640,540	635,790	621,640	614,240	594,560	579,970	565,160
6 ~ 10	599,970	582,410	578,140	565,210	558,590	540,750	527,410	514,020
11 ~ 15	438,640	425,780	422,570	412,820	406,440	393,600	383,830	374,160
16 ~ 20	359,950	349,340	346,670	338,760	333,510	322,710	314,750	306,730
21 ~ 25	307,670	298,610	296,330	289,470	284,920	275,780	268,900	262,080
26 ~ 30	291,090	282,350	280,200	274,100	270,110	262,120	256,040	250,010
31 ~ 35	257,230	249,650	247,630	242,310	238,670	231,590	226,130	220,820
36 ~ 40	237,330	230,290	228,510	223,620	220,250	213,670	208,720	203,820
41 ~ 50	229,540	222,720	220,980	216,110	212,810	206,380	201,530	196,630
51 ~ 60	207,580	201,350	199,790	195,420	192,530	186,710	182,350	178,070
61 ~ 70	205,720	199,440	197,920	193,620	190,620	184,950	180,580	176,300
71 ~ 80	196,440	190,440	188,960	184,810	181,990	176,430	172,240	168,160
81 ~ 90	193,510	187,690	186,190	182,120	179,300	173,850	169,710	165,630
91人以上	183,280	177,640	176,250	172,350	169,700	164,420	160,500	156,550

(3)-3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,670	301,660	299,650	293,780	290,700	282,550	276,540	270,370
6 ~ 10	271,730	264,170	262,260	256,740	253,840	246,160	240,410	234,680
11 ~ 15	217,810	211,600	210,120	205,650	203,300	197,060	192,460	187,710
16 ~ 20	194,150	188,570	187,240	183,130	181,030	175,410	171,170	166,930
21 ~ 25	189,050	183,530	182,180	178,240	176,130	170,650	166,540	162,370
26 ~ 30	183,930	178,520	177,150	173,340	171,220	165,910	161,890	157,840

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	287,430	278,770	276,570	270,790	267,820	259,790	253,630	247,760
31 ~ 35	251,240	243,630	241,740	236,710	234,030	226,990	221,590	216,330
36 ~ 40	235,380	228,250	226,500	221,800	219,190	212,670	207,720	202,790
41 ~ 50	217,280	210,610	209,000	204,620	202,380	196,260	191,630	186,990
51 ~ 60	206,660	200,320	198,700	194,530	192,360	186,530	182,140	177,780
61 ~ 70	205,010	198,570	197,000	192,810	190,620	184,830	180,540	176,180
71 ~ 80	195,800	189,710	188,160	184,130	182,090	176,540	172,320	168,230
81 ~ 90	192,340	186,390	184,820	180,840	178,880	173,360	169,280	165,170
91人以上	183,530	177,790	176,310	172,560	170,580	165,360	161,390	157,440

旧								
(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	253,330	245,790	243,900	238,850	236,240	229,280	223,990	218,720
31 ~ 35	224,970	218,270	216,630	212,100	209,790	203,540	198,790	194,110
36 ~ 40	208,320	202,180	200,640	196,500	194,280	188,530	184,190	179,900
41 ~ 50	185,220	179,710	178,340	174,630	172,670	167,540	163,650	159,780
51 ~ 60	179,110	173,770	172,410	168,760	166,940	161,910	158,120	154,370
61 ~ 70	173,620	168,330	167,050	163,590	161,690	156,820	153,180	149,520
71 ~ 80	167,930	162,820	161,550	158,170	156,370	151,620	148,030	144,530
81 ~ 90	162,160	157,270	156,020	152,740	150,980	146,400	142,900	139,480
91人以上	156,540	151,770	150,560	147,410	145,750	141,200	137,910	134,540

(3)-2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	601,620	584,070	579,740	566,890	560,200	542,350	529,080	515,630
6 ~ 10	541,780	526,020	522,160	510,540	504,590	488,570	476,600	464,550
11 ~ 15	401,250	389,530	386,590	377,710	371,890	360,190	351,280	342,470
16 ~ 20	331,890	322,100	319,670	312,380	307,570	297,640	290,330	282,920
21 ~ 25	285,310	276,940	274,850	268,490	264,300	255,810	249,460	243,160
26 ~ 30	254,500	246,910	245,020	239,720	236,240	229,280	223,990	218,720
31 ~ 35	226,700	220,020	218,280	213,600	210,400	204,180	199,380	194,720
36 ~ 40	209,200	203,020	201,460	197,180	194,200	188,420	184,060	179,770
41 ~ 50	194,930	189,160	187,680	183,550	180,780	175,330	171,220	167,080
51 ~ 60	179,330	173,970	172,620	168,850	166,380	161,360	157,610	153,910
61 ~ 70	173,810	168,510	167,220	163,600	161,060	156,280	152,580	148,940
71 ~ 80	168,110	162,980	161,710	158,180	155,750	150,980	147,410	143,910
81 ~ 90	162,300	157,410	156,160	152,760	150,390	145,820	142,340	138,930
91人以上	156,980	152,180	150,970	147,680	145,400	140,920	137,570	134,210

(3)-3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,020	301,060	299,030	293,180	290,120	281,990	275,960	269,810
6 ~ 10	214,840	209,020	207,540	203,290	201,080	195,160	190,730	186,310
11 ~ 15	181,360	176,280	175,060	171,370	169,480	164,340	160,590	156,660
16 ~ 20	166,770	162,010	160,900	157,400	155,620	150,830	147,230	143,600
21 ~ 25	156,250	151,730	150,610	147,440	145,780	141,170	137,880	134,510
26 ~ 30	147,510	143,220	142,120	139,120	137,430	133,220	130,020	126,800

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	250,990	243,510	241,590	236,590	234,030	227,080	221,760	216,650
31 ~ 35	223,040	216,330	214,650	210,210	207,860	201,650	196,900	192,230
36 ~ 40	207,280	201,040	199,490	195,400	193,130	187,420	183,100	178,780
41 ~ 50	184,300	178,690	177,320	173,660	171,770	166,610	162,730	158,810
51 ~ 60	178,370	172,930	171,530	167,970	166,110	161,100	157,350	153,600
61 ~ 70	173,050	167,620	166,290	162,780	160,940	156,080	152,450	148,790
71 ~ 80	167,410	162,230	160,900	157,480	155,740	151,000	147,410	143,920
81 ~ 90	161,890	156,880	155,590	152,230	150,580	145,960	142,530	139,090
91人以上	156,270	151,380	150,120	146,950	145,260	140,820	137,460	134,100

新

旧

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	653,760	634,490	629,770	615,630	608,290	588,710	574,200	559,290
6 ~ 10	594,030	576,620	572,150	559,400	552,670	535,040	521,810	508,450
11 ~ 15	432,540	419,760	416,640	407,340	402,510	389,580	379,810	370,220
16 ~ 20	356,340	345,910	343,190	335,480	331,500	320,810	312,810	304,700
21 ~ 25	306,940	297,820	295,610	288,980	285,490	276,280	269,410	262,500
26 ~ 30	287,110	278,620	276,440	270,710	267,680	259,750	253,650	247,760
31 ~ 35	251,010	243,520	241,670	236,620	234,010	226,930	221,620	216,330
36 ~ 40	235,160	228,130	226,410	221,710	219,300	212,650	207,730	202,790
41 ~ 50	217,060	210,570	208,970	204,560	202,380	196,240	191,630	186,990
51 ~ 60	206,420	200,230	198,620	194,460	192,320	186,480	182,130	177,780
61 ~ 70	204,700	198,470	196,920	192,780	190,610	184,870	180,540	176,180
71 ~ 80	195,600	189,620	188,120	184,120	182,060	176,480	172,350	168,230
81 ~ 90	192,080	186,250	184,770	180,830	178,840	173,310	169,270	165,170
91人以上	183,300	177,710	176,320	172,540	170,590	165,380	161,420	157,440

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	595,750	578,240	573,930	561,100	554,460	536,710	523,490	509,980
6 ~ 10	536,080	520,410	516,430	504,960	498,940	483,110	471,200	459,180
11 ~ 15	395,500	383,810	380,980	372,480	368,110	356,310	347,410	338,670
16 ~ 20	328,460	318,850	316,380	309,270	305,630	295,800	288,430	280,980
21 ~ 25	284,580	276,150	274,100	267,960	264,750	256,230	249,860	243,460
26 ~ 30	250,930	243,530	241,640	236,640	234,010	227,100	221,790	216,650
31 ~ 35	222,980	216,350	214,700	210,210	207,920	201,630	196,940	192,230
36 ~ 40	207,230	201,040	199,540	195,400	193,290	187,440	183,120	178,780
41 ~ 50	184,250	178,760	177,400	173,680	171,840	166,630	162,740	158,810
51 ~ 60	178,270	172,940	171,550	167,980	166,130	161,090	157,350	153,600
61 ~ 70	172,890	167,620	166,310	162,820	160,980	156,140	152,480	148,790
71 ~ 80	167,330	162,220	160,930	157,520	155,760	150,970	147,450	143,920
81 ~ 90	161,760	156,840	155,610	152,270	150,610	145,950	142,540	139,090
91人以上	156,150	151,380	150,180	146,980	145,310	140,860	137,500	134,100

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	308,550	300,600	298,600	292,780	289,740	281,670	275,580	269,560
6 ~ 10	271,210	263,650	261,780	256,200	253,280	245,730	239,930	234,190
11 ~ 15	217,740	211,590	210,080	205,620	203,240	197,050	192,420	187,720
16 ~ 20	195,120	189,560	188,140	184,010	181,870	176,160	172,000	167,730
21 ~ 25	189,810	184,290	182,930	178,940	176,870	171,300	167,200	163,010
26 ~ 30	184,480	179,050	177,740	173,850	171,860	166,470	162,390	158,320

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	307,930	299,980	297,980	292,180	289,160	281,110	275,000	269,000
6 ~ 10	214,310	208,490	207,040	202,750	200,530	194,710	190,240	185,830
11 ~ 15	181,300	176,240	175,010	171,330	169,420	164,330	160,550	156,670
16 ~ 20	167,650	162,910	161,710	158,200	156,370	151,520	147,990	144,330
21 ~ 25	155,920	151,410	150,300	147,070	145,380	140,840	137,510	134,060
26 ~ 30	147,990	143,680	142,640	139,550	137,980	133,690	130,460	127,210

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	261,160	253,180	251,190	245,810	243,000	235,650	230,030	224,460
51 ~ 60	257,450	249,500	247,570	242,120	239,140	231,570	225,920	220,150
61 ~ 70	251,310	243,580	241,690	236,550	233,820	226,790	221,390	216,000
71人以上	246,520	238,980	237,120	232,130	229,480	222,590	217,280	211,950

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	260,620	252,660	250,670	245,290	242,500	235,150	229,550	224,000
51 ~ 60	256,910	248,980	247,050	241,620	238,640	231,090	225,440	219,690
61 ~ 70	250,790	243,080	241,190	236,050	233,340	226,310	220,930	215,540
71人以上	246,000	238,480	236,620	231,650	229,000	222,130	216,820	211,530

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表
（令和3年10月以降）

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	290,750	282,140	279,940	274,250	271,210	263,150	257,090	251,020
31～40	244,050	236,770	235,000	230,070	227,510	220,830	215,740	210,640
41～50	217,710	211,180	209,540	205,150	202,860	196,880	192,260	187,650
51～60	213,570	207,150	205,550	201,200	198,960	192,960	188,480	183,930
61～70	209,440	203,120	201,550	197,260	195,050	189,050	184,690	180,220
71～80	200,600	194,520	193,010	188,900	186,830	181,040	176,850	172,590
81～90	191,770	185,940	184,470	180,550	178,600	173,040	169,010	164,960
91～100	183,900	178,380	176,950	173,140	171,130	165,870	161,970	158,000
101～110	183,660	178,110	176,690	172,910	170,890	165,640	161,730	157,770
111～120	183,420	177,850	176,440	172,690	170,660	165,410	161,490	157,550
121～130	183,190	177,590	176,190	172,470	170,430	165,180	161,260	157,330
131～140	181,350	175,810	174,410	170,700	168,730	163,480	159,640	155,730
141～150	179,510	174,020	172,640	168,930	167,030	161,800	158,030	154,120
151～160	177,770	172,320	171,010	167,340	165,450	160,350	156,430	152,600
161～170	175,850	170,470	169,150	165,530	163,690	158,550	154,800	150,910
171～180	175,580	170,240	168,890	165,260	163,410	158,300	154,530	150,680
181～190	175,310	170,000	168,630	164,990	163,130	158,060	154,270	150,460
191人以上	170,670	165,470	164,180	160,650	158,820	153,930	150,240	146,560

(1)-2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
10人	598,540	581,050	576,750	564,040	557,230	539,650	526,430	512,980
11～20	353,820	343,430	340,840	333,380	329,430	318,950	311,110	303,220

(1)-3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
10人	234,350	226,840	224,920	219,380	216,380	208,680	203,060	197,360
11～20	193,710	188,290	186,910	182,960	180,850	175,290	171,280	167,030

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	283,630	274,880	272,750	268,150	266,770	256,970	249,160	243,170
31～40	263,790	255,750	253,680	249,480	248,310	239,060	231,810	226,220
41～50	251,960	244,270	242,340	237,880	236,320	227,470	220,530	214,910
51～60	239,850	232,500	230,630	226,450	224,860	216,450	209,970	204,690
61～70	234,290	227,100	225,300	221,330	219,670	211,980	205,970	201,080
71人以上	216,040	209,430	207,750	204,000	202,590	195,510	190,000	185,420

新

旧

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	289,460	280,800	278,640	272,840	269,840	261,860	255,780	249,760
31 ~ 35	252,930	245,380	243,510	238,400	235,810	228,760	223,400	218,140
36 ~ 40	236,090	229,110	227,350	222,630	220,120	213,580	208,650	203,770
41 ~ 50	217,890	211,380	209,770	205,400	203,060	197,000	192,420	187,850
51 ~ 60	207,110	200,920	199,350	195,100	192,980	187,160	182,760	178,430
61 ~ 70	205,280	199,030	197,510	193,420	191,170	185,420	181,110	176,800
71 ~ 80	196,030	190,070	188,580	184,620	182,530	176,990	172,800	168,720
81 ~ 90	193,160	187,340	185,830	181,920	179,830	174,370	170,200	166,120
91人以上	183,530	177,940	176,530	172,810	170,880	165,550	161,690	157,730

(3)-2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	659,190	639,900	635,150	621,020	613,630	593,970	579,390	564,600
6 ~ 10	599,370	581,830	577,560	564,650	558,030	540,210	526,880	513,510
11 ~ 15	438,200	425,350	422,150	412,410	406,030	393,210	383,450	373,790
16 ~ 20	359,590	348,990	346,320	338,420	333,180	322,390	314,440	306,420
21 ~ 25	307,360	298,310	296,030	289,180	284,640	275,500	268,630	261,820
26 ~ 30	290,800	282,070	279,920	273,830	269,840	261,860	255,780	249,760
31 ~ 35	256,970	249,400	247,380	242,070	238,430	231,360	225,900	220,600
36 ~ 40	237,090	230,060	228,280	223,400	220,030	213,460	208,510	203,620
41 ~ 50	229,310	222,500	220,760	215,890	212,600	206,170	201,330	196,430
51 ~ 60	207,370	201,150	199,590	195,220	192,340	186,520	182,170	177,890
61 ~ 70	205,510	199,240	197,720	193,430	190,430	184,770	180,400	176,120
71 ~ 80	196,240	190,250	188,770	184,630	181,810	176,250	172,070	167,990
81 ~ 90	193,320	187,500	186,000	181,940	179,120	173,680	169,540	165,460
91人以上	183,100	177,460	176,070	172,180	169,530	164,260	160,340	156,390

(3)-3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,360	301,360	299,350	293,490	290,410	282,270	276,260	270,100
6 ~ 10	271,460	263,910	262,000	256,480	253,590	245,910	240,170	234,450
11 ~ 15	217,590	211,390	209,910	205,440	203,100	196,860	192,270	187,520
16 ~ 20	193,960	188,380	187,050	182,950	180,850	175,230	171,000	166,760
21 ~ 25	188,860	183,350	182,000	178,060	175,950	170,480	166,370	162,210
26 ~ 30	183,750	178,340	176,970	173,170	171,050	165,740	161,730	157,680

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	287,140	278,490	276,290	270,520	267,550	259,530	253,380	247,510
31 ~ 35	250,990	243,390	241,500	236,470	233,800	226,760	221,370	216,110
36 ~ 40	235,140	228,020	226,270	221,580	218,970	212,460	207,510	202,590
41 ~ 50	217,060	210,400	208,790	204,420	202,180	196,060	191,440	186,800
51 ~ 60	206,450	200,120	198,500	194,340	192,170	186,340	181,960	177,600
61 ~ 70	204,810	198,370	196,800	192,620	190,430	184,650	180,360	176,000
71 ~ 80	195,600	189,520	187,970	183,950	181,910	176,360	172,150	168,060
81 ~ 90	192,150	186,200	184,640	180,660	178,700	173,190	169,110	165,000
91人以上	183,350	177,610	176,130	172,390	170,410	165,190	161,230	157,280

新

旧

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	653,110	633,860	629,140	615,010	607,680	588,120	573,630	558,730
6 ~ 10	593,440	576,040	571,580	558,840	552,120	534,510	521,290	507,940
11 ~ 15	432,110	419,340	416,220	406,930	402,110	389,190	379,430	369,850
16 ~ 20	355,980	345,560	342,850	335,140	331,170	320,490	312,500	304,400
21 ~ 25	306,630	297,520	295,310	288,690	285,200	276,000	269,140	262,240
26 ~ 30	286,820	278,340	276,160	270,440	267,410	259,490	253,400	247,510
31 ~ 35	250,760	243,280	241,430	236,380	233,780	226,700	221,400	216,110
36 ~ 40	234,930	227,900	226,180	221,490	219,080	212,440	207,520	202,590
41 ~ 50	216,840	210,360	208,760	204,360	202,180	196,040	191,440	186,800
51 ~ 60	206,210	200,030	198,420	194,270	192,130	186,290	181,950	177,600
61 ~ 70	204,500	198,270	196,720	192,590	190,420	184,690	180,360	176,000
71 ~ 80	195,400	189,430	187,930	183,940	181,880	176,300	172,180	168,060
81 ~ 90	191,890	186,060	184,590	180,650	178,660	173,140	169,100	165,000
91人以上	183,120	177,530	176,140	172,370	170,420	165,210	161,260	157,280

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	308,240	300,300	298,300	292,490	289,450	281,390	275,300	269,290
6 ~ 10	270,940	263,390	261,520	255,940	253,030	245,480	239,690	233,960
11 ~ 15	217,520	211,380	209,870	205,410	203,040	196,850	192,230	187,530
16 ~ 20	194,930	189,370	187,950	183,830	181,690	175,980	171,830	167,560
21 ~ 25	189,620	184,110	182,750	178,760	176,690	171,130	167,030	162,850
26 ~ 30	184,300	178,870	177,560	173,680	171,690	166,300	162,230	158,160

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	260,900	252,930	250,940	245,560	242,760	235,410	229,800	224,240
51 ~ 60	257,190	249,250	247,320	241,880	238,900	231,340	225,690	219,930
61 ~ 70	251,060	243,340	241,450	236,310	233,590	226,560	221,170	215,780
71人以上	246,270	238,740	236,880	231,900	229,250	222,370	217,060	211,740

新

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550
31 ~ 40	13,640	13,220	13,120	12,810	12,680	12,260	11,970	11,660
41 ~ 50	10,080	9,770	9,700	9,480	9,380	9,070	8,870	8,630
51 ~ 60	9,150	8,890	8,820	8,620	8,540	8,240	8,040	7,830
61 ~ 70	8,070	7,820	7,770	7,610	7,520	7,300	7,120	6,950
71 ~ 80	7,060	6,840	6,790	6,650	6,590	6,360	6,200	6,070
81 ~ 90	6,070	5,890	5,840	5,720	5,650	5,420	5,330	5,230
91 ~ 100	5,000	4,840	4,800	4,670	4,600	4,460	4,400	4,260
101 ~ 110	4,630	4,500	4,450	4,350	4,260	4,170	4,050	3,960
111 ~ 120	4,270	4,140	4,140	4,040	4,020	3,820	3,730	3,620
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,610	3,550	3,450	3,360
131 ~ 140	3,560	3,460	3,430	3,360	3,310	3,230	3,140	3,090
141 ~ 150	3,270	3,170	3,150	3,080	3,060	2,940	2,860	2,790
151 ~ 160	3,140	3,040	3,030	2,950	2,910	2,830	2,760	2,700
161 ~ 170	3,140	3,030	3,020	2,940	2,900	2,770	2,700	2,670
171 ~ 180	3,020	2,950	2,910	2,850	2,800	2,690	2,650	2,550
181 ~ 190	2,910	2,830	2,790	2,730	2,700	2,620	2,540	2,490
191人以上	2,730	2,650	2,630	2,590	2,560	2,490	2,420	2,370

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,700	50,100	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	103,630	100,470	99,690	97,380	96,180	93,050	90,730	88,260
6 ~ 10	51,700	50,100	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 15	34,400	33,320	33,070	32,300	31,950	30,880	30,100	29,300
16 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910
21 ~ 25	20,530	19,880	19,720	19,280	19,060	18,450	18,010	17,510
26 ~ 30	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550

(2) 乳幼児加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	26,990	26,200	26,010	25,430	25,120	24,280	23,750	23,210

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,570
6 ~ 10	18,780
11 ~ 15	12,520
16 ~ 20	9,390
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,260
31 ~ 35	5,360

旧

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550
31 ~ 40	13,640	13,220	13,120	12,810	12,680	12,260	11,970	11,660
41 ~ 50	10,080	9,770	9,700	9,480	9,380	9,070	8,870	8,630
51 ~ 60	9,150	8,880	8,820	8,620	8,540	8,240	8,040	7,830
61 ~ 70	8,070	7,820	7,770	7,610	7,520	7,300	7,120	6,950
71 ~ 80	7,060	6,840	6,790	6,650	6,590	6,360	6,200	6,070
81 ~ 90	6,070	5,890	5,840	5,720	5,650	5,420	5,330	5,230
91 ~ 100	5,000	4,840	4,800	4,670	4,600	4,460	4,400	4,260
101 ~ 110	4,630	4,500	4,450	4,350	4,260	4,170	4,050	3,960
111 ~ 120	4,270	4,140	4,140	4,040	4,020	3,820	3,730	3,620
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,610	3,550	3,450	3,360
131 ~ 140	3,560	3,460	3,430	3,360	3,310	3,230	3,140	3,090
141 ~ 150	3,270	3,170	3,150	3,080	3,060	2,940	2,860	2,790
151 ~ 160	3,140	3,040	3,030	2,950	2,910	2,830	2,760	2,700
161 ~ 170	3,140	3,030	3,020	2,940	2,900	2,770	2,700	2,670
171 ~ 180	3,020	2,950	2,910	2,850	2,800	2,690	2,650	2,550
181 ~ 190	2,910	2,830	2,790	2,730	2,700	2,620	2,540	2,490
191人以上	2,730	2,650	2,630	2,590	2,560	2,490	2,420	2,370

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,700	50,090	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	103,630	100,460	99,690	97,380	96,180	93,050	90,730	88,260
6 ~ 10	51,700	50,090	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 15	34,400	33,320	33,070	32,300	31,950	30,880	30,100	29,300
16 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910
21 ~ 25	20,530	19,880	19,720	19,280	19,060	18,450	18,010	17,510
26 ~ 30	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	26,980	26,190	26,000	25,420	25,110	24,280	23,750	23,210

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,560
6 ~ 10	18,780
11 ~ 15	12,520
16 ~ 20	9,390
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,260
31 ~ 35	5,360

新

旧

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,050	36,940	36,660	35,830	35,270	34,160	33,330	32,500
11 ~ 20	19,020	18,470	18,330	17,910	17,630	17,080	16,660	16,250
21 ~ 30	12,680	12,310	12,220	11,940	11,760	11,390	11,110	10,830
31 ~ 40	9,510	9,230	9,160	8,950	8,820	8,540	8,330	8,120
41 ~ 50	7,610	7,380	7,330	7,160	7,050	6,830	6,660	6,500
51 ~ 60	6,340	6,150	6,110	5,970	5,880	5,690	5,550	5,410
61 ~ 70	5,430	5,270	5,230	5,110	5,040	4,880	4,760	4,640
71 ~ 80	4,750	4,610	4,580	4,470	4,410	4,270	4,160	4,060
81 ~ 90	4,220	4,100	4,070	3,980	3,920	3,790	3,700	3,610
91 ~ 100	3,800	3,690	3,660	3,580	3,520	3,410	3,330	3,250
101 ~ 110	3,450	3,350	3,330	3,250	3,200	3,100	3,030	2,950
111 ~ 120	3,170	3,070	3,050	2,980	2,940	2,840	2,770	2,700
121 ~ 130	2,920	2,840	2,820	2,750	2,710	2,620	2,560	2,500
131 ~ 140	2,710	2,630	2,610	2,560	2,520	2,440	2,380	2,320
141 ~ 150	2,530	2,460	2,440	2,380	2,350	2,270	2,220	2,160
151 ~ 160	2,370	2,300	2,290	2,240	2,200	2,130	2,080	2,030
161 ~ 170	2,230	2,170	2,150	2,100	2,070	2,010	1,960	1,910
171 ~ 180	2,110	2,050	2,030	1,990	1,960	1,890	1,850	1,800
181 ~ 190	2,000	1,940	1,930	1,880	1,850	1,790	1,750	1,710
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,790	1,760	1,700	1,660	1,620

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,040	36,930	36,660	35,830	35,270	34,160	33,330	32,500
11 ~ 20	19,020	18,470	18,330	17,910	17,630	17,080	16,660	16,250
21 ~ 30	12,680	12,310	12,220	11,940	11,750	11,380	11,110	10,830
31 ~ 40	9,510	9,230	9,160	8,950	8,810	8,540	8,330	8,120
41 ~ 50	7,610	7,380	7,330	7,160	7,050	6,830	6,660	6,500
51 ~ 60	6,340	6,150	6,110	5,970	5,870	5,690	5,550	5,410
61 ~ 70	5,430	5,270	5,230	5,110	5,030	4,880	4,760	4,640
71 ~ 80	4,750	4,610	4,580	4,470	4,400	4,270	4,160	4,060
81 ~ 90	4,220	4,100	4,070	3,980	3,910	3,790	3,700	3,610
91 ~ 100	3,800	3,690	3,660	3,580	3,520	3,410	3,330	3,250
101 ~ 110	3,450	3,350	3,330	3,250	3,200	3,100	3,030	2,950
111 ~ 120	3,170	3,070	3,050	2,980	2,940	2,840	2,770	2,700
121 ~ 130	2,920	2,840	2,820	2,750	2,710	2,620	2,560	2,500
131 ~ 140	2,710	2,630	2,610	2,560	2,520	2,440	2,380	2,320
141 ~ 150	2,530	2,460	2,440	2,380	2,350	2,270	2,220	2,160
151 ~ 160	2,370	2,300	2,290	2,240	2,200	2,130	2,080	2,030
161 ~ 170	2,230	2,170	2,150	2,100	2,070	2,010	1,960	1,910
171 ~ 180	2,110	2,050	2,030	1,990	1,960	1,890	1,850	1,800
181 ~ 190	2,000	1,940	1,930	1,880	1,850	1,790	1,750	1,710
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,790	1,760	1,700	1,660	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,250	38,140	37,860	37,030	36,470	35,360	34,530	33,700
11 ~ 20	20,220	19,670	19,530	19,110	18,830	18,280	17,860	17,450
21 ~ 30	13,880	13,510	13,420	13,140	12,960	12,590	12,310	12,030
31 ~ 40	10,710	10,430	10,360	10,150	10,020	9,740	9,530	9,320
41 ~ 50	8,810	8,580	8,530	8,360	8,250	8,030	7,860	7,700
51 ~ 60	7,540	7,350	7,310	7,170	7,080	6,890	6,750	6,610
61 ~ 70	6,630	6,470	6,430	6,310	6,240	6,080	5,960	5,840
71 ~ 80	5,950	5,810	5,780	5,670	5,610	5,470	5,360	5,260
81 ~ 90	5,420	5,300	5,270	5,180	5,120	4,990	4,900	4,810
91 ~ 100	5,000	4,890	4,860	4,780	4,720	4,610	4,530	4,450
101 ~ 110	4,650	4,550	4,530	4,450	4,400	4,300	4,230	4,150
111 ~ 120	4,370	4,270	4,250	4,180	4,140	4,040	3,970	3,900
121 ~ 130	4,120	4,040	4,020	3,950	3,910	3,820	3,760	3,700
131 ~ 140	3,910	3,830	3,810	3,760	3,720	3,640	3,580	3,520
141 ~ 150	3,730	3,660	3,640	3,580	3,550	3,470	3,420	3,360
151 ~ 160	3,570	3,500	3,490	3,440	3,400	3,330	3,280	3,230
161 ~ 170	3,430	3,370	3,350	3,300	3,270	3,210	3,160	3,110
171 ~ 180	3,310	3,250	3,230	3,190	3,160	3,090	3,050	3,000
181 ~ 190	3,200	3,140	3,130	3,080	3,050	2,990	2,950	2,910
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,990	2,960	2,900	2,860	2,820

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,240	38,130	37,860	37,030	36,470	35,360	34,530	33,700
11 ~ 20	20,220	19,670	19,530	19,110	18,830	18,280	17,860	17,450
21 ~ 30	13,880	13,510	13,420	13,140	12,950	12,580	12,310	12,030
31 ~ 40	10,710	10,430	10,360	10,150	10,010	9,740	9,530	9,320
41 ~ 50	8,810	8,580	8,530	8,360	8,250	8,030	7,860	7,700
51 ~ 60	7,540	7,350	7,310	7,170	7,070	6,890	6,750	6,610
61 ~ 70	6,630	6,470	6,430	6,310	6,230	6,080	5,960	5,840
71 ~ 80	5,950	5,810	5,780	5,670	5,600	5,470	5,360	5,260
81 ~ 90	5,420	5,300	5,270	5,180	5,110	4,990	4,900	4,810
91 ~ 100	5,000	4,890	4,860	4,780	4,720	4,610	4,530	4,450
101 ~ 110	4,650	4,550	4,530	4,450	4,400	4,300	4,230	4,150
111 ~ 120	4,370	4,270	4,250	4,180	4,140	4,040	3,970	3,900
121 ~ 130	4,120	4,040	4,020	3,950	3,910	3,820	3,760	3,700
131 ~ 140	3,910	3,830	3,810	3,760	3,720	3,640	3,580	3,520
141 ~ 150	3,730	3,660	3,640	3,580	3,550	3,470	3,420	3,360
151 ~ 160	3,570	3,500	3,490	3,440	3,400	3,330	3,280	3,230
161 ~ 170	3,430	3,370	3,350	3,300	3,270	3,210	3,160	3,110
171 ~ 180	3,310	3,250	3,230	3,190	3,160	3,090	3,050	3,000
181 ~ 190	3,200	3,140	3,130	3,080	3,050	2,990	2,950	2,910
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,990	2,960	2,900	2,860	2,820

新

旧

(6) 看護職員配置加算(I)分保護単価

(6) 看護職員配置加算(I)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,840	45,180	43,930	42,690
11 ~ 20	25,490	24,660	24,460	23,830	23,420	22,590	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,060	14,640	14,230
31 ~ 40	12,740	12,330	12,230	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,100	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,250	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,380	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,400	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,980	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,830	45,170	43,930	42,680
11 ~ 20	25,490	24,660	24,450	23,830	23,420	22,580	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,050	14,640	14,220
31 ~ 40	12,740	12,330	12,220	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,090	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,240	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,370	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,390	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,970	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

(7) 看護職員配置加算(II)分保護単価

(7) 看護職員配置加算(II)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,840	45,180	43,930	42,690
11 ~ 20	25,490	24,660	24,460	23,830	23,420	22,590	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,060	14,640	14,230
31 ~ 40	12,740	12,330	12,230	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,100	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,250	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,380	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,400	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,980	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,830	45,170	43,930	42,680
11 ~ 20	25,490	24,660	24,450	23,830	23,420	22,580	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,050	14,640	14,220
31 ~ 40	12,740	12,330	12,220	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,090	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,240	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,370	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,390	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,970	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価 (略)

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価 (略)

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価 (略)

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価 (略)

(10) 小規模グループケア加算分保護単価 (略)

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

(11) 小規模グループケア加算(サテライト型)分保護単価

(新設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	112,350	108,610	107,670	104,860	102,990	99,250	96,440	93,630

新

旧

(12) ソーシャルワーカー配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	56,050	54,220	53,760	52,390	51,470	49,640	48,270	46,900
11 ~ 20	28,020	27,110	26,880	26,190	25,730	24,820	24,130	23,450
21 ~ 30	18,680	18,070	17,920	17,460	17,150	16,540	16,090	15,630
31 ~ 40	14,010	13,550	13,440	13,090	12,860	12,410	12,060	11,720
41 ~ 50	11,210	10,840	10,750	10,470	10,290	9,930	9,650	9,380
51 ~ 60	9,340	9,030	8,960	8,730	8,580	8,270	8,040	7,810
61 ~ 70	8,000	7,740	7,680	7,480	7,350	7,090	6,890	6,700
71 ~ 80	7,000	6,770	6,720	6,540	6,430	6,200	6,030	5,860
81 ~ 90	6,220	6,020	5,970	5,820	5,720	5,510	5,360	5,210
91 ~ 100	5,600	5,420	5,370	5,230	5,140	4,960	4,820	4,690
101 ~ 110	5,090	4,920	4,880	4,760	4,680	4,510	4,380	4,260
111 ~ 120	4,670	4,510	4,480	4,360	4,290	4,130	4,020	3,900
121 ~ 130	4,310	4,170	4,130	4,030	3,960	3,810	3,710	3,600
131 ~ 140	4,000	3,870	3,840	3,740	3,670	3,540	3,440	3,350
141 ~ 150	3,730	3,610	3,580	3,490	3,430	3,310	3,210	3,120
151 ~ 160	3,500	3,380	3,360	3,270	3,210	3,100	3,010	2,930
161 ~ 170	3,290	3,190	3,160	3,080	3,020	2,920	2,840	2,750
171 ~ 180	3,110	3,010	2,980	2,910	2,860	2,750	2,680	2,600
181 ~ 190	2,950	2,850	2,830	2,750	2,700	2,610	2,540	2,460
191人以上	2,800	2,710	2,680	2,620	2,570	2,480	2,410	2,340

(新設)

新

別表8

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以下の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(2)主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。

旧

別表8

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以下の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(2)主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。

事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3)主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4)主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。

事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3)主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4)主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。

調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(5)主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保育士	通じて定員3.5人につき1人。
介助員	1人。
看護師	定員50人につき3人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(5)主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保育士	通じて定員3.5人につき1人。
介助員	1人。
看護師	定員50人につき3人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

別表9

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱託医	2人。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設

別表9

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱託医	2人。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設

施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。

児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。

職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

改正後

様式1～様式2-1 別添 (略)

様式2-1 別紙A

別紙A

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書

〇 〇 県 (単位:円)

Table with columns for category (区分), planned expenditure (予定支弁総額), planned income (予定徴収金等), other income (寄附金その他の収入), and planned total (⑧欄①+②+③+④+⑤+⑥+⑦). Rows include various types of care fees and a total row.

(記載上の注意)
1 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
2 「②率」、「③率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その単の算出根拠を備考欄に説明して記入すること。
3 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱の(1)のイにより算定された額を記入すること。
4 本様式には国庫費、入所時食事療養費及び障害児入所施設費を別記した予定支弁額を記入すること。

現行

様式1～様式2-1 別添 (略)

様式2-1 別紙A

別紙A

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書

〇 〇 県 (単位:円)

Table with columns for category (区分), planned expenditure (予定支弁総額), planned income (予定徴収金等), other income (寄附金その他の収入), and planned total (⑧欄①+②+③+④+⑤+⑥+⑦). Rows include various types of care fees and a total row.

(記載上の注意)
1 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
2 「②率」、「③率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その単の算出根拠を備考欄に説明して記入すること。
3 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱の(1)のイにより算定された額を記入すること。
4 本様式には国庫費、入所時食事療養費及び障害児入所施設費を別記した予定支弁額を記入すること。

改正後

様式2-1 別紙B

別紙B

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

Table with columns for category, planned expenditure, previous year's actual expenditure, and other financial metrics. Includes a 'Total' row at the bottom.

記載上の注意
1 「前年度実績支弁前額」の欄は、前年度交付実績により算定された額を記入すること。
2 「比率」「比率」の欄は、過去の増減比率等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものと、その年の算出額を備考欄に説明し記入すること。
3 「障害児入所医療費」の「予定支弁前額」については、交付要綱の(2)のイにより算定された額を記入すること。
4 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

別紙2-1 別紙C~様式2-2 別添 (略)

現行

様式2-1 別紙B

別紙B

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

Table with columns for category, planned expenditure, previous year's actual expenditure, and other financial metrics. Includes a 'Total' row at the bottom.

記載上の注意
1 「前年度実績支弁前額」の欄は、前年度交付実績により算定された額を記入すること。
2 「比率」「比率」の欄は、過去の増減比率等、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものと、その年の算出額を備考欄に説明し記入すること。
3 「障害児入所医療費」及び「出稼費等施設医療費」の「予定支弁前額」については、交付要綱の(2)のイにより算定された額を記入すること。
4 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

別紙2-1 別紙C~様式2-2 別添 (略)

改正後

様式2-2 別紙B

別紙B
令和 年度障害児入所施設費等国庫負担金所要額調書

Table with columns for 区分 (Division), 予定支弁総額 (Planned Disbursement Total), 予定収金等 (Planned Income), 寄附金その他の収入予定額 (Planned Income from Donations, etc.), 国庫引当庫負担基本額 (Basic National Allocation), 国庫負担額 (National Allocation Amount), 国庫交付決定額 (National Disbursement Decision Amount), 国庫引当受分所要額 (Required National Allocation Share), and 備考 (Remarks). Rows include categories like 障害児入所施設費 (Disability Child Residential Facility Fees) and 障害児入所施設費等 (Disability Child Residential Facility Fees, etc.).

(記載上の注意)
1 「1」前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要額により算定された額を記入すること。
2 「2」前」「5」等の欄は、過去の障害児受等数、交付額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものと、その率の算出根拠を備考欄に説明して記入すること。
3 「障害児入所施設費」の「予定支弁総額」については、交付要額(2)のイにより算定された額を記入すること。
4 本様式には施設費、入院時食事療養費及び障害児入所施設費のみの予定支弁額を記入すること。

様式3～様式6-1 別添 (略)

現行

様式2-2 別紙B

別紙B
令和 年度障害児入所施設費等国庫負担金所要額調書

Table with columns for 区分 (Division), 予定支弁総額 (Planned Disbursement Total), 予定収金等 (Planned Income), 寄附金その他の収入予定額 (Planned Income from Donations, etc.), 国庫引当庫負担基本額 (Basic National Allocation), 国庫負担額 (National Allocation Amount), 国庫交付決定額 (National Disbursement Decision Amount), 国庫引当受分所要額 (Required National Allocation Share), and 備考 (Remarks). Rows include categories like 障害児入所施設費 (Disability Child Residential Facility Fees) and 障害児入所施設費等 (Disability Child Residential Facility Fees, etc.).

(記載上の注意)
1 「1」前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要額により算定された額を記入すること。
2 「2」前」「5」等の欄は、過去の障害児受等数、交付額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものと、その率の算出根拠を備考欄に説明して記入すること。
3 「障害児入所施設費」及び「国庫交付決定施設費」の「予定支弁総額」については、交付要額(2)のイにより算定された額を記入すること。
4 本様式には施設費、入院時食事療養費及び障害児入所施設費のみの予定支弁額を記入すること。

様式3～様式6-1 別添 (略)

改正後

様式6-1 別紙A

別紙A
令和 年度障害者入所給付費等関係費負担金精算書

Table with columns for facility types (e.g., 療養所, 介護老人福祉施設), care types (e.g., 介護老人施設), and financial data (e.g., 利用者数, 収入, 支出). Includes a '合計' row at the bottom.

※1 高齢障害者入所給付費における高齢介護(平均)サービス費及び高齢医療費(平均)サービス費との詳細調整を要する場合は、当該詳細調整が確定した年度の実績額前記載されるものとする。

現行

様式6-1 別紙A

別紙A
令和 年度障害者入所給付費等関係費負担金精算書

Table with columns for facility types, care types, and financial data. It includes a red box for '令和3年度実績' and a '合計' row at the bottom.

※1 高齢障害者入所給付費における高齢介護(平均)サービス費及び高齢医療費(平均)サービス費との詳細調整を要する場合は、当該詳細調整が確定した年度の実績額前記載されるものとする。

改正後

様式6-1 別紙B

別紙B
令和 年度 障害児入所医療費等国庫負担金 精算書

Table with columns for facility types (e.g., 障害児 福祉型障害児入所施設), financial items (e.g., 実支出額, 寄附金), and calculation steps (1-6). Includes a summary row at the bottom.

○ ○ 県

現行

様式6-1 別紙B

別紙B
令和 年度 障害児入所医療費等国庫負担金 精算書

Table with columns for facility types (e.g., 障害児 福祉型障害児入所施設), financial items (e.g., 実支出額, 寄附金), and calculation steps (1-6). Includes a summary row at the bottom.

○ ○ 県

改正後

様式6-1 別紙D

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費										〇〇県 2. 障害児入所医療費	
施設種別等	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	施設種別等	障害児入所医療費
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
4月											
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
3月											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)
 障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
 (障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

現行

様式6-1 別紙D

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費										〇〇県 2. 障害児入所医療費		〇〇県 3. 旧障害児施設医療費	
施設種別等	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	施設種別等	障害児入所医療費	施設種別等	旧障害児施設医療費
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
4月												3月	
5月												4月	
6月												5月	
7月												6月	
8月												7月	
9月												8月	
10月												9月	
11月												10月	
12月												11月	
1月												12月	
2月												1月	
3月												2月	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	計	0	

(記載上の注意)
 1. 障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
 (障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)
 2. 旧障害児施設医療費については、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。

改正後

様式6-1 別紙E~様式6-2 別添 (略)

様式6-2 別紙A

別紙A 年報様式記入用船行等関係委員会報告書

Table with columns for '船種別' (Ship Type) and various categories of crew members (船員) and passengers (乗客). Rows include categories like '船長', '副船長', '航海士', etc., and '乗客' (Passenger). The table contains numerical data for each category.

※1 高級船長記入用船行費(以下各欄分欄) (季別)・7次費及び高級船員費(季別)・7次費との船舶調整費を各欄に計上する実施の要は、船舶調整費が確定した年度の調整額に占められるものとす。

現行

様式6-1 別紙E~様式6-2 別添 (略)

様式6-2 別紙A

別紙A 年報様式記入用船行等関係委員会報告書

Table with columns for '船種別' (Ship Type) and various categories of crew members (船員) and passengers (乗客). Rows include categories like '船長', '副船長', '航海士', etc., and '乗客' (Passenger). The table contains numerical data for each category, with some cells highlighted in red.

※1 高級船長記入用船行費(以下各欄分欄) (季別)・7次費及び高級船員費(季別)・7次費との船舶調整費を各欄に計上する実施の要は、船舶調整費が確定した年度の調整額に占められるものとす。

改正後

様式6-2 別紙B

別紙B
令和 年度 障害児入所医療費等国庫負担金 精算書

Table with columns for facility type, medical fees, national burden, and other financial data. Includes sub-totals for categories 1 and 2.

現行

様式6-2 別紙B

別紙B
令和 年度 障害児入所医療費等国庫負担金 精算書

Table with columns for facility type, medical fees, national burden, and other financial data. Includes sub-totals for categories 1, 2, and 3, and a final total row.

改正後

様式6-2 別紙C

別紙C
初日指定人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表

Table with 10 columns for facility types (e.g., 障害児入所施設, 福祉型児童発達支援センター) and 12 rows for months (4月 to 3月). Includes a total row at the bottom.

(記載上の注意)
1. 障害児入所施設については、各月の前日指定人員について其月の前日指定の施設施設が前日指定人員の欄の数に記載すること。
2. 障害児入所施設については、その人員を「」書きで再掲すること。
3. 障害児入所給付費については、その施設の施設種別に、前年度の月から前年度の月までの障害児入所人員数を記載すること。
4. 障害児入所給付費の施設種別別人員数、特定入所給付費対象者等集計表については、その月の障害児入所人員数を記載すること。

Table with 10 columns for facility types and 12 rows for months. Includes a total row at the bottom with a sum of 00.

現行

様式6-2 別紙C

別紙C
初日指定人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表

Table with 10 columns for facility types and 12 rows for months. Includes a total row at the bottom with a sum of 00.

(記載上の注意)
1. 障害児入所施設については、各月の前日指定人員について其月の前日指定の施設施設が前日指定人員の欄の数に記載すること。
2. 障害児入所施設については、その人員を「」書きで再掲すること。
3. 障害児入所給付費については、その施設の施設種別に、前年度の月から前年度の月までの障害児入所人員数を記載すること。
4. 障害児入所給付費の施設種別別人員数、特定入所給付費対象者等集計表については、その月の障害児入所人員数を記載すること。

改正後

様式6-2 別紙D

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費

施設種別等	〇市									
	福祉型障害児入所施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として知的障害児を入所させる医療型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 障害児入所医療費

施設種別等	〇市
	障害児入所医療費
月別	人
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

(記載上の注意)

障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

様式6-2 別紙E～様式8 別紙 (略)

現行

様式6-2 別紙D

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費

施設種別等	〇市									
	福祉型障害児入所施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として知的障害児を入所させる医療型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 障害児入所医療費

施設種別等	〇市
	障害児入所医療費
月別	人
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

3. 旧障害児施設医療費

施設種別等	〇市
	旧障害児施設医療費
月別	人
3月	3月
4月	4月
5月	5月
6月	6月
7月	7月
8月	8月
9月	9月
10月	10月
11月	11月
12月	12月
1月	1月
2月	2月
計	計 0

(記載上の注意)

1. 障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

2. 旧障害児施設医療費については、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。

様式6-2 別紙E～様式8 別紙 (略)